

◇大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を
改正する規則

- 1 大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴い、電子情報処理組織を使用する方法で教育委員会に対して行われる手続について、必要な規定整備を行うことにしました。
- 2 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(教育委員会事務局総務部教育政策課)